

総務省 規制の事前評価書
(小型小売店舗等に係る誘導灯の技術上の基準について)

所管担当部局：消防庁予防課
電 話：03-5253-7523
評価年月日：平成21年7月10日

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の改正の必要性(現状及び問題点)

① 現行制度

誘導灯とは、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯をいい、火災時に、防火対象物内の人々を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示するほか、避難上有効な照度を与えるものである。

また、誘導標識は、火災時に、防火対象物内の人々を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識である。

消防法施行令(昭和36年政令第37号)第26条により、別表第一(四)項に掲げる防火対象物(小売店舗等)については、避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口や直接地上に通ずる出入口等に避難口誘導灯の設置が、廊下又は通路の曲がり角や避難口誘導灯の有効範囲以外の場所に通路誘導灯が、誘導灯が設置されない場所については誘導標識が、義務付けられているところである。

一方で、消防法施行令第26条ただし書き及び消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第28条の2により、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあつては20メートル以下、避難階以外の階にあつては10メートル以下であるものについては避難口誘導灯が、同歩行距離が避難階にあつては40メートル以下、避難階以外の階にあつては30メートル以下であるものについては通路誘導灯が、同歩行距離が30メートル以下であるものについては誘導標識が、それぞれ免除されるが、階全体ではなく居室単体に着目して、誘導灯の設置の特例を設ける規定はない。

② 制度改正の必要性

平成20年度「特区、規制改革、公共サービス改革集中受付月間」の一環として募集された全国規模の規制改革要望において、(社)日本フランチャイズチェーン協会から「コンビニエンスストアにおける誘導灯及び誘導標識に関する特例適用事業」について要望があったところであり、避難安全性を確保した上で、環境への意識が高まる中で事業者のニーズに合わせた規制を整備する必要がある。

(2) 規制の改正の目的及び内容

【目的】

全国規模の規制改革要望を受けて、コンビニエンスストア等の小型店舗・事業所において、蓄光式誘導標識（※1）を設けた場合には、避難口誘導灯・通路誘導灯・誘導標識の設置を免除する。

【内容】

誘導灯及び誘導標識の設置を要しないこととされている令第26条の避難が容易であると認められるもので総務省令で定めるものとして、下記を満たす居室を加える（消防法施行規則第28条の2）。

- ア 直接地上に通ずる出入口（主として当該居室に存する者が利用するものに限る。）を有していること。
- イ 居室の各部分から、避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、居室の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30メートル以下であること。
- ウ 燐光等により光を発する誘導標識（蓄光式誘導標識）が、消防庁長官が定めるところにより設けられていること。

※1 蓄光式誘導標識

紫外線等を吸収して自ら発光する素材（蓄光体）を利用した誘導標識。消防法令においては、誘導灯及び誘導標識の基準において、一定の性能が規定されている（平成11年消防庁告示第2号第2第1号）。

2. 規制の費用

① 遵守費用

本件の規制改正は、高輝度蓄光式誘導標識を設置することで、誘導灯の設置を免除するものである。したがって、防火対象物の管理者は従来の誘導灯と高輝度蓄光式誘導標識を設置する場合を、対象となる建築物の構造、経済的負担等を考慮の上、比較検討し、従来の誘導灯よりもメリットがあるならば高輝度蓄光式誘導標識の設置を採用することができるのであって、当該規制の改正によって、新たに費用が発生することはない。なお、通常は、従来の誘導灯と比べ、高輝度蓄光式誘導標識を設置する場合には、常時点灯するための光熱費や非常電源用バッテリーの交換費用等のランニングコストを省くことができ、配線工事等も不要となるため、多くの防火対象物では、設置コストの削減につながると考えられる。

② 行政費用

行政機関に係るコストについては、今回の制定によっても、特段増加しない。

3. 規制の便益

①遵守便益

防火対象物の管理者は、蓄光式誘導標識を設置することで、従来必要であった誘導灯に係るランニングコスト（電気代や非常電源用バッテリーの交換等）が不要となり、経済的なメリットがある。具体的には、一店舗あたり、小型誘導灯（蛍光灯、15w）と比較した場合10年間で4万円程度、高輝度誘導灯C級品（冷陰極管、4.8w）と比較した場合10年間で2万円程度のコスト削減効果が見込まれている。

また、地球温暖化防止の観点からもメリットが見込まれ、（社）日本フランチャイズチェーン協会の試算によると、現在国内に存在するコンビニエンスストア42,000店すべてに高輝度蓄光式誘導標識が設置されたと仮定すると年間3,205トンのCO₂削減効果があるとされている。

○試算条件

- ・ 出入口及びバックヤードの入り口に避難口誘導灯が設置されているものと想定
- ・ 小型誘導灯（15W）と高輝度誘導灯C級品（4.8W）が1：1の割合で設置されていると想定
- ・ 年間消費電力計算式（Kwh）を 消費電力（W）×24時間×365日÷1,000として計算。
- ・ 電力のCO₂排出係数を 0.44kg-CO₂/kWhとして計算。

誘導灯のCO ₂ 排出量			
小型誘導灯（蛍光灯）	15W	42,000台	2,428トン/年
高輝度誘導灯C級品	4.8W	42,000台	777トン/年
合計			3,205トン/年

さらには、コンビニエンスストア等の小型小売店舗は一般的に長方形で、道路側がガラス張り、レジ側に入出口があり、来店者は避難経路を認識しやすく、什器の配置も整然としており、実際に避難もしやすい構造であると考えられることや夜間においても一定程度の明るさが確保されていると考えられることから、停電時においても通常の誘導灯ではなく、高輝度蓄光式誘導標識（※2）による誘導でも十分な安全性を確保できると考えられるため、当該店舗の利用者の安全性も担保されている。

※2 高輝度蓄光式誘導標識

蓄光式誘導標識の中でも特に高輝度のものを指す。消防法令では、蛍光ランプにより200ルクスの外光を20分間照射し、その後20分を経過した後における表示面が100ミリカンデラ毎平方メートル以上の平均輝度を有する誘導標識をいう（平成11年消防庁告示第2号第2第2号）。

②行政便益

本規制の改正に伴う、行政便益の増加は特になし。

4. 政策評価の結果

上記のとおり、今回の規制改正により、小型店舗等の関係者に義務として生じる新たなコスト負担はなく、特段の行政費用の増加も見られない。一方で、小型店舗等の関係者にとっては、誘導灯に代えて高輝度蓄光式誘導標識を設置することで、常時点灯するための光熱費や非常電源用バッテリーの交換費用等のランニングコストを省くことができる点でメリットが大きい。また、電気を使用しない蓄光式誘導標識が設置されれば、電気の使用に伴って排出されるCO₂を削減できるため、地球環境の面でもメリットがある。また、直接地上に通ずる出入口を有していることや店舗内の各部分から、避難口を容易に見とやすことができ、当該避難口に至る歩行距離が30メートル以下であること等の条件を設けていることから、防火対象物の利用者の避難安全性を損なうこともないと考えられる。したがって、本改正の内容は費用と便益の比較という観点で考えた場合、妥当である。

5. 有識者の見解その他関連事項

特になし。

6. レビューを行う時期又は条件

今後、小型小売店舗等における誘導灯・誘導標識の運用状況をみながら、必要があると認める場合には、レビューを行うものとする。